

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (共同参画社会推進課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(二件) (障害福祉課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退(四件) (同) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者) (農林水産経営支援課) 二
- 道路の供用開始(二件) (道路課) 三
- 土地区画整理組合の理事についての届出 (都市計画課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 三
- 仙台三本木線混内山事件裁決手続開始決定 (収用委員会) 五

告 示

- 宮城県告示第七十六号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。
平成二十四年一月二十七日
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 バスケットボール振興法人DOOR
代表者の氏名 佐々木浩太
- 二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区七北田字大沢明通二十一番地の一セトルタウン 番館二〇

三 定款に記載された目的

この法人は、宮城県に居住する方を中心に、世代や障害者、健常者の壁を越えた生涯スポーツとしてのバスケットボールに関する事業を行い、青少年の健全育成や世代やハンデを超えた仲間づくりと健康維持増進や自己啓発・自己実現に寄与し、ひいては地域のコミュニティの復活、活性化を目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十三年十二月二十八日

○宮城県告示第七十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五二〇二二六〇	放課後ひろばきらり 仙台市青葉区愛子中 央三丁目二十一	児童デイサービス	有限会社ひだ まり介護	平成二十四年 三月一日

○宮城県告示第七十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五四〇〇九九三	ぱるけ西中田 仙台市太白区西中田 七丁目三十三番十号	児童デイサービス	特定非営利活 動法人アプタ ールば るけ	平成二十四年 二月一日

○宮城県告示第七十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十四年一月二十七日

○宮城県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	百十三号	伊具郡丸森町字神明南六番地先から同町字白金一番一地先まで	平成二十四年一月二十七日

○宮城県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南米山線	登米市米山町字桜岡鈴根四三番八地先から同市米山町字桜岡鈴根四八番一地先まで	平成二十四年一月二十七日

○宮城県告示第八十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十四年一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

利府町野中南土地区画整理組合

二 事務所の所在地

宮城県利府町加瀬字十三本塚百四十二番地の一

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名 住 所

新田 和春 宮城県利府町加瀬字南野中沢三十五番地一

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 固定型モニタリングポスト七台ほか 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十四年三月二十九日（木）

4 納入場所 宮城県保健環境センターほか七か所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇三三・二二一・三三三五)へ平成二十四年二月一日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。))及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇・八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 高橋 一之 電話〇三三・二二一・三三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十四年二月一日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年二月二日(木)から平成二十四年二月六日(月)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年二月六日(月)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十四年二月八日(水)午前九時から平成二十四年二月九日(木)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十四年二月九日(木)午後五時

- 口 場所 2(同じ)
- 八 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により、のり付の日時まで「到達するまで」提出する。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
- 二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。
- 六 開札の日時及び場所
平成二十四年二月十日(金)午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室
- 四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十一号)第二号の規定による。
 - 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
 - 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。
 - 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
 - 7 契約書作成の要否 要
 - 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
 - 9 詳細は、入札説明書による。
- 六 概要
- Summary
- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured: 7 fixed monitoring posts and other necessary devices (1 set)
 - 2 Deadline for Delivery: Thursday, March 29, 2012
 - 3 Place of Delivery: Miyagi Prefectural Public Health and Environment Center and 7 other

Locations

- 4 Deadline for Bid: Thursday, February 9, 2012, 5:00 p.m.
- 5 Contact Person: Kazuyuki Takahashi, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL: 022-211-3332
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only.

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第一号
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定した。
平成二十四年一月二十七日

- 一 起業者の名称 宮城県
- 二 事業の種類 県道仙台三本木線混内山道路改良工事(混内山道路改良・宮城県大崎市三本木字大豆坂地内から同市三本木新町一丁目地内まで)
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
土地の所在 宮城県大崎市三本木字大豆坂

地番	地 目		地 積		収用しようとする面積	使用しようとする面積
	登記簿	現 況	登記簿	実 測		
七番	原 野	山 林	一五〇七平方メートル	一五二一・八三平方メートル	六五〇・五八平方メートル	一七・三七平方メートル

- 四 土地所有者の氏名及び住所
- 持分六分の一 児玉れい子 宮城県大崎市岩出山字東川原町四番地一〇
 - 持分六分の一 高城 敦子 宮城県宮城郡松島町高城字城内二 三三番地
 - 持分六分の一 後藤 純一 宮城県大崎市古川大宮六丁目七番三号
 - 持分六分の一 児玉 充生 宮城県仙台市泉区南光台五丁目一七番四号
 - 持分六分の一 児玉 行弘 宮城県大崎市三本木字南町一七番地
 - 持分六分の一 児玉 匡平 宮城県仙台市泉区南光台一丁目三九番一 一 号
- 五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

六
なし
六
裁
決
手
続
の
開
始
を
決
定
し
た
年
月
日
平
成
二
十
四
年
一
月
十
六
日